

# ～ご注意ねがいます～

## キャッシュカードと暗証番号は厳重に!!



ここを要チェック!

「カード紛失センター」など金融機関職員や警察官等を装って暗証番号を聞き出す事件がありました。金融機関の職員や、警察官等が暗証番号を聞くことは絶対にありません。

**!** 以下のポイントを守って、偽造・盗難カードによる被害を防ぎましょう。

- 暗証番号を、お客さま以外の方も知りえる番号には絶対にしない。  
(例:生年月日・自宅住所・番地、電話番号、自動車のナンバーなど)
- キャッシュカードを他人に渡したり、暗証番号をキャッシュカードに書いたりしない。
- キャッシュカードを自動車内など、他人に容易に奪われる状況で放置しない。
- 暗証番号のメモや、暗証番号を推測させる書類などを、キャッシュカードとともに携行・保管しないこと。また、暗証番号をロッカーや貴重品ボックス等、他の暗証番号として使用しない。
- 暗証番号は定期的にご変更されることをお勧めします。

※キャッシュカードが手元から無くなる、身に覚えのない取引があるなど、被害に遭ったと思われる場合は、すぐにお近くの窓口までご連絡ください。

## 振り込め詐欺にご用心!!

社会保険庁や税務署の職員になりすましてATMで振り込ませる手口が増えています。

**架空請求** **融資保証金詐欺** **オレオレ詐欺** など

**こんな電話にご注意ください!**

- 例えば**
- 警察官や弁護士、保険会社を名乗る。
  - 監禁、誘拐などを装って脅す。
- 対応策**
- 電話相手に住所、氏名を聞き、本人確認をする。
  - 現金を振込む前に、必ず本人や家族、友人に確認する。

**こんなハガキ・メールにご注意ください!**

- 例えば**
- 二セのハガキやメールを送り、事前に保証金などの請求。
  - 有料サイト利用料金などの請求。
- 対応策**
- 利用していないものは無視をする。  
(お金を振込むことで弱みを認めたことになり、その後も繰り返し請求されます。)
  - 証拠となるハガキ等を持って、最寄りの警察署へすぐに相談する。

預金口座の譲渡(売買)は犯罪です。譲り受けた者、譲り渡した者も罰せられます。

ご理解  
ください!

法令により

**10万円を超える現金での振込みや口座開設等には本人確認書類の提示が必要です!!**

**本人確認等に提示が求められる書類**

お客さまが個人の場合

- 運転免許証 ●旅券(パスポート) ●各種健康保険証 ●国民年金手帳 ●外国人登録証明書
- 取引に利用する印鑑の印鑑登録証明書など

お客さまが法人の場合

- 登記簿謄本・抄本 ●印鑑登録証明書など
- ※法人の場合には、上記の書類のほか、併せてご来店された方の本人確認書類をご提示願います。

口座開設時等に本人確認がお済みの場合は通帳、キャッシュカードをお持ちいただくと手続きがスムーズに行えます。

## キャッシュカードの偽造・盗難防止、盗難被害に対して

昨今のキャッシュカードの偽造・盗難による不正な預金の引き出し等の犯罪に対して、次のような対策を講じております。

- ①口座毎の1日あたり引出し限度額を一律50万円としています。  
(お客様からお申し出があれば上記限度額の変更も可能です。)
- ②対応可能なATM機に覗き見防止遮光フィルターを貼付してあります。
- ③全てのATMコーナーに後方確認ミラーを設置、また覗き見防壁を設置し覗き見防止を図っています。
- ④暗証番号は、当金庫のATMでキャッシュカードを使用して変更ができます。
- ⑤**お客様からのキャッシュカード等の紛失・盗難時の24時間受付をおこなっています。**

・営業時間中の受付：最寄りの営業店  
・営業時間外の受付：フリーダイヤル ☎0120-506-494